

		ページ
1	地方自治法改正に伴う会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る関係条例の改正について 【第21・32・40・41号議案関係】	1
2	在宅勤務等手当の新設に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 【第18・32・40・41号議案関係】	2
3	通学路防犯カメラ更新事業、公園防犯カメラ更新事業について 【第1号議案関係】	3
4	電子入札システム導入事業について 【第1号議案関係】	4
5	箕面市財政運営基本条例の改正について 【第19号議案関係】	5
6	自治体DXの推進について 【第1号議案関係】	6
7	情報システムの標準化・共通化について 【第1号議案関係】	7
8	文化芸能・国際交流活動推進交付金について 【第1号議案関係】	8
9	箕面市証明その他の手数料条例の改正について 【第27号議案関係】	9
10	観光振興対策事業について 【第1号議案関係】	10
11	「小さなお店応援チケット」（第7弾）の実施について 【第1号議案関係】	11
12	第3次箕面市中心市街地活性化基本計画の策定について 【第1号議案関係】	12
13	大阪・関西万博推進事業について 【第1号議案関係】	13
14	A I オンデマンド交通実証運行事業及び箕面市地域公共交通整備基金条例の制定について 【第1・22号議案関係】	14
15	北大阪急行線の延伸と新駅周辺のまちづくりについて 【第1号議案関係】	15

（当初発送議案）

			ページ
16	福祉輸送利用促進モデル事業について 【第1号議案関係】	健康福祉部、 子ども未来創造局	16
17	重層的支援体制整備事業の本格実施について 【第1号議案関係】	健康福祉部、 子ども未来創造局 人権文化部	18
18	市立障害者自立支援センターあかつき園の再整備について 【第1・14号議案関係】	健康福祉部	19
19	市立障害者通所施設（中部地域）の整備について 【第1・31号議案関係】	健康福祉部	20
20	「（仮称）健康チェック村」モデル事業について 【第1号議案関係】	健康福祉部	21
21	箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止及び箕面市宅 地造成等規制法事務手数料条例の改正について 【第35・36号議案関係】	みどりまちづくり部	22
22	都市計画道路の整備について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部	23
23	ベンチ整備事業について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部	24
24	森林環境整備事業について 【第1号議案関係】	みどりまちづくり部	25
25	箕面市立小・中学校設置条例の改正について 【第25号議案関係】	子ども未来創造局	26
26	教員事務支援員・教頭事務支援員の配置について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	27
27	第六中学校の長寿命化改修工事について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	28
28	全小中学校体育館の発電機改修工事について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	29
29	放課後児童支援員の人材派遣について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	30
30	物価高騰の影響を受けた学校給食等への支援について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	31

			ページ
31	箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例の改正等について 【第26号議案関係】	子ども未来創造局	32
32	不登校児童生徒への支援強化について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	33
33	小中一貫教育の充実について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	34
34	水泳指導業務委託事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	35
35	認可外保育施設保育料の多子軽減を目的とした補助制度の創設について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	36
36	森町保育送迎ステーションの開設について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	37
37	子育て応援アプリの導入について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	38
38	子育て世帯訪問支援事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	39
39	箕面文化・交流センター南館の整備について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	40
40	室内温水プール整備事業について 【第1号議案関係】	子ども未来創造局	41
41	箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例の改正等について 【第37・38号議案関係】	消防本部	43
42	消防指令業務共同運用の開始について 【第1・17号議案関係】	消防本部	44
43	消防拠点整備事業について 【第1号議案関係】	消防本部	45
44	令和6年度病院事業会計当初予算（案）等の概要 【第8・19号議案関係】	市立病院	46
45	箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について 【第23号議案関係】	選挙管理委員会事務局	48

地方自治法改正に伴う箕面市会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る関係条例の改正について

総務部 人事室／上下水道局 経営企画室
ボートレース事業局 企画室／市立病院事務局 病院人事室

地方自治法の改正により令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになったことを受けて、関係条例の一部を改正します。

1 地方自治法の改正内容と本市の対応

(1) 地方自治法の改正内容

- ・現行制度では、期末手当のみ支給可能であったが、法改正により令和6年4月1日から勤勉手当も支給可能になった。
- ・勤勉手当の具体的な支給方法については、国の運用通知により「常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて適切に定める必要がある」と示されている。

(2) 本市の対応

- ・現行の期末手当の支給要件等は、国の基準より厳しい基準となっているが、勤勉手当の支給に伴い、国の基準に合わせて以下のとおり改正する。
 - (現 行)支給対象:任期6ヶ月以上で、週勤務31H以上の職員
 - (改定後)支給対象:任期6ヶ月以上で、週勤務15.5H以上の職員
- ・病院の支給月数は、近隣公立病院の支給基準との均衡を踏まえて以下の通りとする。

	現 行(月数)			改定後(月数)		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
病院以外	1.45	—	1.45	2.45	2.05	4.50
病院	0.1	—	0.1	0.3	2.05	2.35

(3) 人件費影響額 約2億 6,000 万円増

2 改正する条例

- ・箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・箕面市職員の育児休業等に関する条例
- ・箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 施行日

令和6年4月1日

在宅勤務等手当の新設に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室／上下水道局 経営企画室
ポートレース事業局 企画室／市立病院事務局 病院人事室

令和5年人事院勧告により、柔軟な働き方の推進や Well-being の土台となる職場環境づくりを目的として在宅勤務等手当が新設されたことを受け、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 令和5年人事院勧告の内容と本市の対応内容

(1) 人事院勧告による在宅勤務等手当の内容

- ① 住居その他これに準ずる場所(※)で、一定期間(3ヶ月)以上継続して1月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額 3,000 円を支給。

(※)これに準ずる場所とは、職員の配偶者等の住居、宿泊施設の客室等

- ② 在宅勤務等手当の支給を受ける職員については、以下のとおり通勤手当の調整を行う。

・公共交通機関の場合	1カ月の平均出勤日数の回数券額を算出し、運賃相当額を支給
・交通用具(自転車等)の場合	支給距離により定めている手当額の半額を支給

(2) 本市の対応内容

人事院勧告の内容に準拠して新設

2 改正する条例

- ・箕面市一般職の職員の給与に関する条例
- ・箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・箕面市ポートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 施行日

令和6年4月1日

通学路防犯カメラ更新事業、公園防犯カメラ更新事業について

総務部 市民安全政策室室

- ◆ 平成26年度から30年度にかけて箕面市内の児童・生徒の通学路及び公園に設置した防犯カメラ1,140台(通学路829台、公園311台)について、令和6年度から令和11年度末の6年間で順次更新を行い、引き続き、通学路周辺区域において犯罪が起こりにくい環境を維持し、箕面市内を登下校する児童・生徒等の安全を確保します。
- ◆ 更新後のカメラは、記録された映像を近距離無線通信で取得できる方法に変更し、映像の確認及び取得作業等を迅速に行えるようにします。
- ◆ また、市が提供している子ども・高齢者見守りサービス(*otta*)の検知器が同包されている419台については、令和6・7年度において検知器も併せて更新(※教育委員会で予算を提案)します。

1 予算概要

【歳出】 令和6年度予算

通学路防犯カメラ更新事業	(市民安全政策室)	工事請負費	42,881 千円
公園防犯カメラ更新事業	(公園緑地室)	工事請負費	38,814 千円

《 令和6年度更新台数 》

事業名	台数
通学路防犯カメラ更新事業	108
公園防犯カメラ更新事業	102
合計	210

電子入札システム導入事業について

総務部 契約検査室

- ◆ 入札業務の効率化及び入札参加者の地理的・時間的な制約を解消し、入札参加者の増加による落札価格の低減を図るため、電子入札システムを導入します。
- ◆ 大阪地域市町村共同利用の電子入札システムを導入し、令和7年4月以降の入札（工事・コンサル）を電子入札で実施します。

1 予算概要

【歳出】 計 7,637 千円

①電子入札システム導入事業

システム導入委託費ほか 7,104 千円

②電子入札システム導入事業（消防）

システム導入委託費ほか 533 千円

【歳入】 デジタル田園都市国家構想交付金 3,818 千円（1／2補助）

2 事業概要

（1）導入システム

- ・府内の19市で共同利用している「大阪地域市町村共同利用」の電子入札システム
- ・システム構築業者は（株）日立システムズ

（2）電子入札の運用開始時期

- ・令和7年4月を予定

（3）対象となる入札

- ・工事入札：年間100件～120件
- ・コンサル入札：年間40件～50件

（4）効果額

- ・低減効果見込み・・・年間約193万円

箕面市財政運営基本条例の改正について

総務部 財政経営室

- ◆ 財政運営基本条例に規定する特定事業として財源管理してきた北大阪急行線延伸整備事業は、ボートレース事業会計からの繰入が当初の見込みよりも大幅に増額されたことなどにより、市負担の事業費 282 億円の財源確保が完了しました。
- ◆ 市立病院の移転建て替えは、住民の福祉の増進に資する大規模な施設整備で、複数年にわたり財政上の配慮を要する事業であることから、新たに特定事業に位置づけたうえで、厳格に財源管理していく必要があります。
- ◆ これらを踏まえ、財政運営基本条例を改正します。

1 改正の内容

(1) 北大阪急行南北線延伸特定事業について

- ・財源ルールの改正
 - ▶ 北大阪急行南北線延伸整備基金の財源確保の完了により、今後の事業費はボートレース事業繰入金により賄う必要がなくなったこと及び補填財源についての定めが不要になったことによる改正
- ・特定事業としての終了時期を定めた附則の改正
 - ▶ 本事業にかかる市債の償還が完了したことによる改正

(2) 新市立病院整備特定事業について

- ・特定事業への位置づけ
 - ▶ 新市立病院整備は「住民の福祉の増進に資する大規模な公共施設」の「複数年にわたり財政上の配慮を要する」事業であるため、特定事業へ位置づけて管理
- ・財源の確保
 - ▶ 本事業に係る費用は、ボートレース事業繰入金及び新市立病院整備基金(※現在の箕面市立病院医療体制整備基金を改正)によって賄い、これが不足する場合は整備費に限り都市施設整備基金により賄うことを規定

2 今後の予定

新市立病院整備特定事業にかかる事業費の予算化(今議会で追加発送予定)にあわせ、本条例第21条に基づく収支計画を公表

自治体 DX の推進について

総務部 行政改革・DX 推進室

- ◆ 令和5年度に保育幼稚園利用室の3業務(入所選考業務、保育料算定等業務、教育・保育等給付費給付業務)において、業務改善委託により、業務の課題を洗い出し、「効果的・効率的な業務フロー」の設計を行いました。令和6年度、その業務フローで業務を実施するために、入所選考ツール等必要なデジタルツールを導入し、保護者の利便性向上とともに、業務の効率化を図ります。
- ◆ 令和6年度は、業務改善委託を6業務に拡大させるとともに、業務可視化ツールを導入し、全庁的に業務見直しに対する意識醸成を進めます。
- ◆ また、生成 AI サービスを導入し、文章生成などで積極的に活用し、業務の効率化及び行政サービスの向上を図ります。

1 予算概要

【歳出】 DX 推進事業ほか5事業 48,823 千円

【歳入】 デジタル田園都市国家構想交付金 17,025 千円

(補助率 2(1)保育業務の改善に係る事業費の1/2)

2 事業概要

(1) 保育業務の改善(保育幼稚園利用室 27,451 千円、システム管理室 6,600 千円)

- ・「効果的・効率的な業務フロー」で実施するために、入所選考ツール、データ等確認自動化ツール、教育・保育給付費等管理支援システムを導入します。
- ・ツール等の導入により入所申込の 100%オンライン化をはじめ、入所選考の自動化、確認作業の自動化、保育施設とやりとりのクラウド化を進め、事業者、保護者の利便性向上とともに、業務の効率化を図ります。

(2) 業務改善の実施(行政改革・DX 推進室 11,346 千円、システム管理室 117 千円)

- ・業務改善(BPR)を行う6業務について、専門的なノウハウ・知識を持つ業者から、現行業務の見直しや効果的なデジタルツールの活用などの提案を受け、より効果的・効率的な市民サービスの提供ができるよう業務改善を行います。
- ・職員自らが現行業務の課題を抽出できるよう、業務可視化ツールを導入します。

(3) 生成 AI ツールの活用(行政改革・DX 推進室 3,309 千円)

- ・質問フォーマットやセキュリティ機能を備えた生成 AI を活用したサービスツールを導入し、文章生成、キャッチコピーの作成などで積極的に活用することで、業務の効率化及び行政サービスの向上を図ります。

情報システムの標準化・共通化について

総務部 システム管理室

- ◆ 住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的に、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月に施行され、全ての地方自治体は標準化の仕様に適合する基幹業務システムの利用(＝標準化)が義務付けられ、併せて、国が整備するクラウド基盤「ガバメントクラウド」を利用すること(＝共通化)が努力義務とされました。
- ◆ 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和4年10月7日閣議決定)において示された令和7年度末までの移行期限までに基幹業務システムの標準化・共通化を行います。

1 予算概要

○住民情報システム管理運営事業(臨時)

【歳出】 委託料	130,265 千円
(情報システムと業務フローの適合分析	60,720 千円
システム環境構築	63,030 千円
文字同定作業	6,515 千円
【歳入】 デジタル基盤改革支援基金	130,265 千円

2 事業概要

(1) 情報システムと業務フローの適合分析

- ・現行システムと標準準拠システムの差異について精査、分析し、現行業務への影響と対応について検証するとともに、業務フローの見直しを行います。

(2) システム環境構築

- ・ガバメントクラウドに移行する前の準備作業として、システムの構築及び稼働に必要な環境をガバメントクラウド上に構築します。

(3) 文字同定作業

- ・システムで使用している文字の字体を標準化するため、独自に作成し使用している字体(外字)について、国が定める「行政事務標準文字」との同定作業を行います。

文化芸能・国際交流活動推進交付金について

人権文化部 生涯学習・市民活動室

- ◆ 文化芸能劇場大ホールにおいて公演を主催する市内の団体及び個人に対し、文化芸能活動推進交付金を助成することにより、船場地域における文化芸能や国際交流の場として推進していきます。
- ◆ 交付金の対象経費は、公演に係る劇場使用料(2分の1以内)とし、予算の範囲内で、事業目的に沿った公演を選定委員会で選定していきます。

1 予算概要

文化芸能・国際交流活動助成事業

【歳出】 3,015 千円

- ①報償費 15 千円(採択事業選定に係る委員謝礼)
- ②交付金 3,000 千円(交付金)

2 事業概要

(1)事業の目的と対象事業

- ・劇場大ホールを利用する公演について、交付金を助成し、船場地域を文化芸能・国際交流の場として推進していきます。
- ・「次世代を担う子どもを対象とした教育・文化芸能事業」、「市民の文化芸能活動の発表の場となる事業」、「文化を通じて国際交流に資する事業」のいずれかの趣旨に沿った事業が対象となります。
- ・また、市内を活動拠点としており、誰もが鑑賞可能で、営利目的や入場者が主催団体の構成員や関係者で占められないことがない公演が対象となります。

(2)対象経費と審査方法

- ・当該公演(公演1日につきハーサル1日も対象)開催における劇場に支払う経費の2分の1以内の額を対象とします。
- ・交付限度額は、上限500千円(公演日数が2日以上は750千円)とします。なお、翌年度以降は、継続事業については、上限300千円(公演日数2日以上は450千円)とします。
- ・審査は、外部の有識者(文化芸術関係)を含めて構成した選定委員会を開催し、事業目的、事業計画等の書類審査を通じて、予算の範囲内で採択する事業を選定します。

箕面市証明その他の手数料条例の改正について

市民部 窓口課

- ◆ 戸籍法の一部改正により、令和6年3月から戸籍謄本等の広域交付等を開始することに伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に基づき、証明書の交付等の際に徴収する手数料を定めるため、箕面市証明その他の手数料条例を改正します。

1 戸籍法改正により新設する証明書及び手数料の内容

①戸籍謄本等の広域交付(戸籍法第120条の2第1項)

- ・申請者や父母等の戸籍謄本等を本籍地以外の市区町村で請求できる。
- ・手数料:戸籍 450 円、除籍 750 円 ※現行の戸籍(除籍)謄本と同一

②戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行(戸籍法第120条の3第2項)

- ・全国の市区町村窓口で、オンライン手続き等に利用できるパスワードとして、申請者や父母等の戸籍に係る「戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号(以下「符号」)」を発行する。
- ・これまで紙の戸籍証明書の提出が必要とされていた行政手続について、申請者が符号を行政機関に提出し、紙証明書の添付を省略する。
- ・当該行政機関は、符号により戸籍(除籍)電子証明書の内容を確認することが可能となる。
- ・手数料 戸籍 400 円、除籍 700 円
- ※「マイナポータルを通じて符号を発行する場合」と「紙の戸籍・除籍謄本(抄本)の証明発行と同時に符号も発行する場合」は、手数料の対象外

③届書等情報内容証明書の交付等(戸籍法第120条の6第1項)

- ・戸籍届出書等を電子化し本籍地市区町村へのオンライン送信を開始するため、届書等情報(届書等を画像データ化したもの)の内容に係る証明書の交付や閲覧請求ができる。
- ・手数料 350 円 ※現行の戸籍届出書記載事項証明と同一

※①②③ともに、法務省のシステムメンテナンスのため土曜開庁時には取扱いしない。

2 施行日

令和6年3月1日

観光振興対策事業について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 令和4年度に策定された「箕面観光戦略」の実践フェーズとして、箕面観光戦略推進委員会の「二次交通部会」「情報プラットフォーム部会」「観光コンテンツ部会」で議論されたアクションプラン施策を実施します。
- ◆ 国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、通年観光の推進、滞在時間の延長、観光消費額のさらなる向上を図ります。

1 予算概要

(1)観光振興対策事業(臨時)

- 【歳出】 委託料ほか 58,766 千円
- 【歳入】 国庫支出金(デジタル田園都市国家構想交付金) 29,383 千円(1/2 補助)

(2)観光振興対策事業

- 【歳出】 負担金補助及び交付金ほか 50,758 千円
- 【歳入】 国庫支出金(デジタル田園都市国家構想交付金) 847 千円(1/2 補助)※1

※1 歳出 50,758 千円のうち、交付金対象事業費は、2(2)①の 1,694 千円

2 主な取組内容

(1)観光振興対策事業(臨時)

- ①令和5年度から実証運行している「箕面滝道ワンウェイ観光周遊バス」のルート(箕面駅⇄箕面大滝⇄勝尾寺)を、箕面萱野駅も経由するルートに拡大
- ②観光協会HPをリニューアルし、箕面観光情報のプラットフォームとして魅力化
- ③大阪観光局と連携し、2025年の大阪・関西万博や大阪デスティネーションキャンペーンに備え、旅行者をターゲットにした観光プロモーションを実施
- ④通年観光の推進と観光客の滞在時間の延長による観光消費拡大に向け、体感周遊ARアプリ、デジタルスタンプラリーのPRイベントを実施

(2)観光振興対策事業

- ①ジャパンエコトラックに登録し、箕面の大自然を活かしたトレッキングやサイクリングのツーリズムマップを Web やアプリ、全国のモンベルストア等で広く発信。
- ②箕面市観光協会に事務局運営や観光事業実施等のために観光振興補助金を交付
- ③観光客誘致ポスター、箕面滝道めぐりマップ等の作成により観光情報を発信

「小さなお店応援チケット」(第7弾)の実施について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ これまでの3年間に引き続き、「小さなお店応援チケット」(第7弾)を実施し、プレミアム付商品券による地域内消費を喚起し、市民の生活と中小・小規模事業者を支援します。
- ◆ 第7弾では、これまでの紙商品券に加え、新たにデジタル商品券も発行します。デジタル商品券は、市民の購入・利用において利便性が高いことから、新規利用者層の拡大を図ります。
- ◆ 本事業は、これまでと同様、中小・小規模事業者を支援している箕面商工会議所が実施主体となり、市は同会議所に事業補助金を交付します。

1 予算概要

プレミアム付商品券事業

【歳出】 補 助 金(箕面商工会議所への補助金) 87,916 千円

【歳入】 国庫支出金(地方創生臨時交付金) 45,025 千円

国庫支出金(デジタル田園都市国家構想交付金) 21,445 千円

2 「小さなお店応援チケット」(第7弾)の概要

(1)購入対象者:箕面市民

(2)商品券の種類(2種類)

券 種	紙商品券	デジタル商品券
内 容	1冊あたり6,000円分 (額面500円×12枚)	1口あたり6,000円分
販売価格	5,000円	
プレミアム率	20%	
発行総数	紙20,000冊、デジタル20,000口 計40,000セット	
発行総額 (消費喚起額)	2億4,000万円	

(3)購入方法:事前申込制(希望者多数の場合は抽選)

3 今後のスケジュール(予定)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					申込・販売期間						
						使用可能期間(4ヶ月間)					

第3次箕面市中心市街地活性化基本計画の策定について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 現行の「第2次箕面市中心市街地活性化基本計画」の計画期間が令和6年度末をもって満了することに伴い、令和7年度から10年間の中心市街地活性化における基本的な方針・目標を示す「第3次箕面市中心市街地活性化基本計画」を策定します。

1 予算概要

中心市街地振興事業

【歳出】 委託料(基本計画策定委託) 5,000 千円

2 これまでの経過と第3次基本計画の内容

少子高齢化や大規模集客施設の郊外立地等により、商業機能をはじめとする都市機能が空洞化しつつある箕面地区と桜井地区を本市の中心市街地と位置づけ、「箕面市中心市街地活性化基本計画」で示した方針・目標に基づき、TMO(Town Management Organization＝箕面FMまちそだて株式会社)と連携し、中心市街地活性化に係る取組を実施しています。

●第1次基本計画【H17～H26】

中心市街地の設定、課題整理、活性化に向けた施策・推進体制等を策定

●第2次基本計画【H27～R6】

現状分析、第1次基本計画の検証、課題整理等を踏まえた更なる中心市街地活性化に向けた基本方針・推進施策等を策定

●次期第3次基本計画【R7～R16】

第2次基本計画までの総括、みのおサンプラザ1号館の建替を契機とした箕面駅周辺の活性化及び桜井駅南側のまちづくりを重点とした更なる中心市街地活性化に向けた基本方針・推進施策等を策定する。

本市の中心市街地区域



大阪・関西万博推進事業について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 大阪・関西万博の来場者を本市へ誘客するため、府・市万博推進局、万博首長連合が現地会場で実施する自治体催事への参加に向けた準備を実施します。
- ◆ 府が実施する満4歳から満17歳を対象にした無料招待に加え、市は夏休み期間のフリーパス券又は一日券(2枚まで)を選択制で配付します。
- ◆ 北摂7市3町が連携し、北摂地域の魅力発信、誘客・回遊施策を実施します。
- ◆ 市内の機運醸成と万博を契機とした市のPRや誘客を図るため、大阪・関西万博のロゴをデザインしたバナーフラッグの掲出や万博関連イベントへの出展を行います。

1 予算概要及び主な取組内容

大阪・関西万博推進事業 30,728 千円

(1) 現地会場で実施する自治体催事への参加準備

- ① 府・市万博推進局「(仮称)大阪ウィーク」で箕面自然体感 VR コンテンツを提供
 - ② 万博首長連合企画「健康・美・長寿による地方創生」推進サミットに参画し、本市の健康寿命延伸の取り組みや自然資源を活かしたウェルネス・ツーリズムを発信
- | | | |
|------------|------------------------|----------------|
| 【 歳 出 】 | 委託料 他 | 25,850 千円 |
| 【 歳 入 】 | 国庫支出金(デジタル田園都市国家構想交付金) | 11,275 千円 |
| 【 債務負担行為 】 | 令和 6～7 年度 | 限度額: 27,400 千円 |

(2) 大阪の子どもたちの万博無料招待(市実施分: 約 20,200 人分)

- 満 4～17 歳に「夏パス」又は「一日券(2 枚まで)」を配付(各家庭による選択制)
 - ※ 夏パス: 7/19～8/31(午前 11 時～)何度でも入場可 一日券: 会期中 1 回入場可
- | | | |
|------------|-----------|----------------|
| 【 歳 出 】 | 委託料 | 2,022 千円 |
| 【 債務負担行為 】 | 令和 6～7 年度 | 限度額: 99,950 千円 |

(3) 北摂自治体(7 市 3 町)連携による取り組み

- ① 北摂地域の特産品を使用した北摂弁当のレシピ開発
 - ② 北摂地域への誘客・周遊を目的としたガイドブックとデジタルスタンプラリーの制作
- | | | |
|---------|------------------------|----------|
| 【 歳 出 】 | 印刷製本費 他 | 1,456 千円 |
| 【 歳 入 】 | 国庫支出金(デジタル田園都市国家構想交付金) | 500 千円 |
| | 府支出金(万博イベント開催支援補助金) | 250 千円 |
| | 分担金及び負担金 | 231 千円 |

(4) 大阪・関西万博の機運醸成等に向けた取り組み

- | | | |
|---------|-------------------|----------|
| 【 歳 出 】 | 委託料(バナーフラッグ設置委託)他 | 1,400 千円 |
|---------|-------------------|----------|

A I オンデマンド交通実証運行事業及び 箕面市地域公共交通整備基金条例の制定について

地域創造部 交通政策室

高齢化の進行や勾配が大きい道路環境などの影響により、従来の公共交通体系ではカバーしきれないニーズなど、今後、地域のニーズがますます多様化することが想定されています。このため、自治会や地域の商業事業者などと連携し、高齢者の移動手段の確保や日常生活の利便性向上を目的として、国土交通省の共創モデル実証運行事業を活用し、AIオンデマンド交通の実証運行を令和6年度及び令和7年度に実施します。

本事業の財源として、大阪大学箕面キャンパス跡地の活用等による資金を財源とした、箕面市地域公共交通整備基金を創設するため、条例を制定します。

1 予算の概要

- ・ 債務負担行為の設定
事業名 : AIオンデマンド交通実証運行事業
限度額 : 118,566 千円
期 間 : 令和6年度～令和7年度
- ・ 令和6年度予算
【歳入】国補助金 37,061 千円
地域公共交通整備基金 23,041 千円
【歳出】委託料 60,102 千円

2 事業の概要

- ・ 運 行 内 容 : 約2～3km四方の運行エリア内において、自由に乗降できる乗降場を50～100箇所設定したうえで、運行ルートは定めず、予約に応じて、最大限効率的に乗り合いが可能となるよう、AIにより乗降場間の最短経路を設定し、運行する。
- ・ 料 金 : 300円/回 このほか定期、回数券を設定予定
- ・ 運 行 エリア : 2エリア(箕面・新稲地区、栗生間谷・彩都地区)
- ・ スケジュール : ～令和6年8月 受託者決定、運行準備・手続き
令和6年9月～令和8年3月 実証運行、分析・評価・見直し

3 基金条例

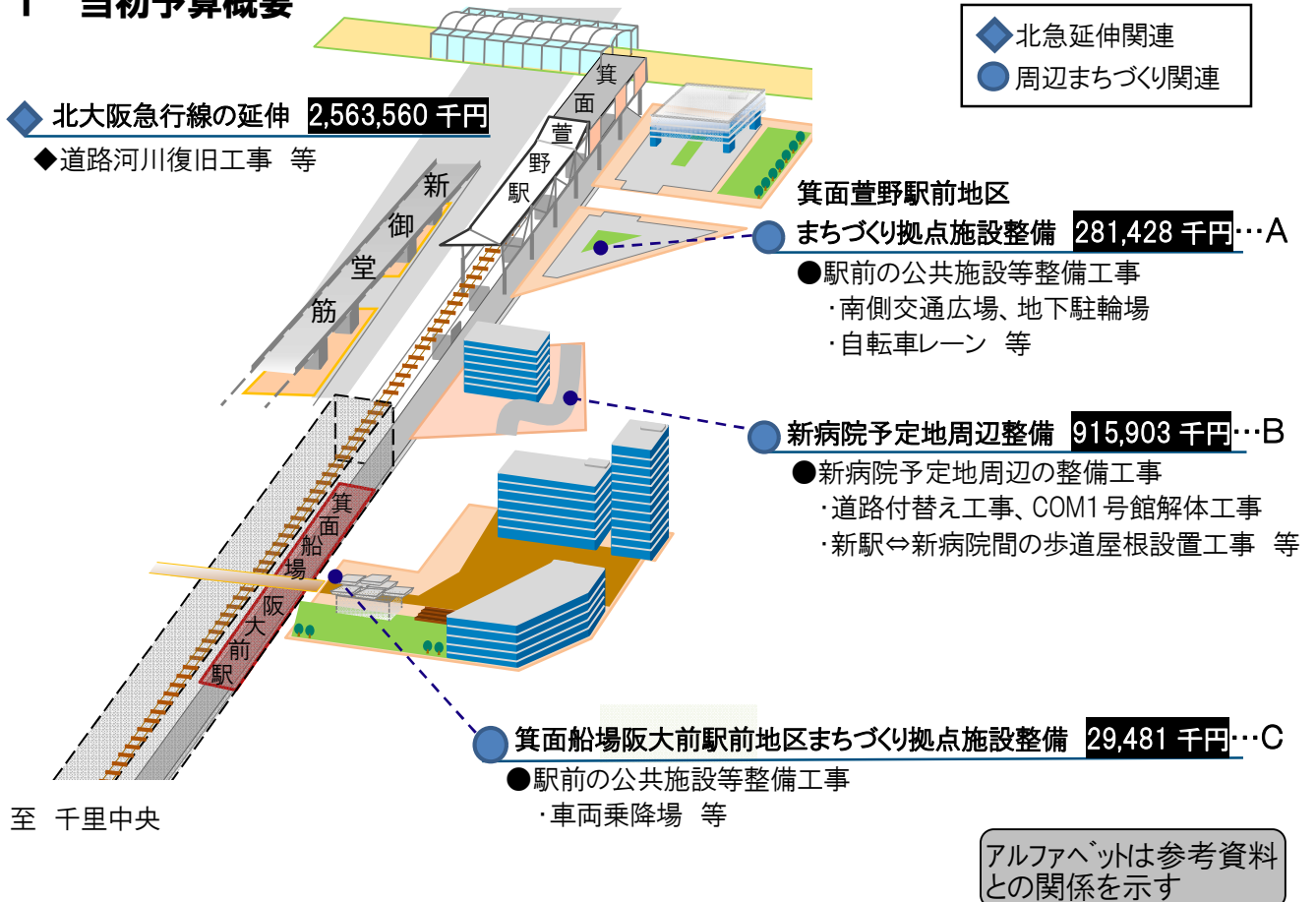
- ・ 名 称 : 箕面市地域公共交通整備基金条例
- ・ 設置目的 : 本市における新たな地域公共交通の実証事業及び整備に要する経費の財源に充当するため
- ・ 財 源 : 大阪大学箕面キャンパス跡地の活用等による歳入予算の範囲内

北大阪急行線の延伸と新駅周辺のまちづくりについて

地域創造部 鉄道延伸室、北急まちづくり推進室

北大阪急行線の延伸と新駅周辺のまちづくりにおける工事に必要となる予算を計上します。

1 当初予算概要



2 補正予算概要

◆ 令和5年度3月補正予算

令和5年度分の出来高及び国補正予算等に伴う年度間調整(総額変更なし)

(1) 北大阪急行線の延伸

・北大阪急行線延伸整備事業(継続費) **▲2,554,616 千円**

(2) 新駅周辺のまちづくり、新病院予定地周辺の整備

・箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費) **+285,320 千円 …D**

・新病院予定地整備事業(継続費) **+160,244 千円 …E**

・箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費) **+46,329 千円 …F**

福祉輸送利用促進モデル事業について

健康福祉部 健康福祉政策室／子ども未来創造局 人権施策室

- ◆ 福祉有償運送オレンジゆずるタクシーは、支援を要する児童生徒の学校送迎と一般利用を一体的に運用していましたが、4月から学校送迎を分離し、民間介護タクシーによる児童等の送迎に変更します。これにより一般利用の予約が取りにくい状況を解消します。
- ◆ オレンジゆずるタクシーの利用対象者については、要支援・要介護認定を受けているかた、障害者手帳所持者、車いす利用者とし、あわせて車両台数、初乗り料金を見直します。

1 予算概要

福祉輸送利用促進モデル事業(健康福祉政策室)

【歳出】 補助金 27,727 千円 (収支差補助)

重度障害児学校送迎事業(人権施策室)

【歳出】 使用料 19,896 千円 (民間介護タクシー借り上げ料)

【歳入】 府補助金 4,974 千円 (1/4補助)

【参考】一般財源の比較

令和4年度	令和6年度			令和4年度
補助実績額 A	収支差補助①	学校送迎②	①+②合計 B	との比較 B-A
42,327 千円	27,727 千円	14,922 千円	42,649 千円	322 千円

2 福祉輸送利用促進モデル事業の主な見直し内容

	現行	見直し内容
①車両の運用	一般利用と学校送迎を一体的に運用 ※一般利用・学校送迎 オレンジゆずるタクシー12台	一般利用と学校送迎を分離 ※一般利用 オレンジゆずるタクシー8台 ※学校送迎 民間介護タクシー9台(予定) UDタクシー 2台(予定)

	現行	見直し内容
②利用対象者	・要支援認定を受けている方 ・要介護認定を受けている方 ・障害者手帳所持者 ・車いす利用者 ・長時間の歩行困難者	・要支援認定を受けている方 ・要介護認定を受けている方 ・障害者手帳所持者 ・車いす利用者
③初乗り料金	810円/20分	900円/20分
④電話予約時間	7時—18時(当日予約あり)	9時—17時(当日予約なし)
⑤運営日数	365日	365日(従来どおり)
⑥利用券	配付	配付なし
⑦輸送範囲	発着のいずれかが箕面市 (距離制限等なし)	従来どおり

※料金については、福祉有償運送運営協議会での調整が条件

3 運用変更について

令和6年4月1日より運用開始

重層的支援体制整備事業の本格実施について

健康福祉部／子ども未来創造局／人権文化部

◆ 「第2期箕面市地域福祉計画」をふまえ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を進めるため、「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の5つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を本格実施します。

1 予算概要

事業名	歳出 (対象分)	歳入(重層的支援体制整備事業交付金)	
		国交付金	府交付金
(1)包括的相談支援事業	267,433 千円	113,623 千円	44,481 千円
(2)地域づくり事業	171,144 千円	43,772 千円	26,187 千円
(3)多機関協働事業	1,999 千円	999 千円	500 千円
(4)参加支援事業	3,212 千円	1,606 千円	803 千円
(5)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	17,986 千円	8,992 千円	4,496 千円
合 計	461,774 千円	168,992 千円	76,467 千円

2 事業概要

既存の相談支援体制や地域づくりに関する取組等を最大限に活用しながら、次の5つの支援を一体的に実施することで、分野横断的に包括的な支援体制を整備し、生活課題を抱えて孤立する人を取り残さない重層的なセーフティネットワークの構築をめざすもの。

(1)包括的相談支援事業(各専門相談窓口やささえあいステーション)

年齢や属性を問わず相談を受け止め、課題を整理し、適切な支援機関へのつながぎを実施

(2)地域づくり事業(ささえあいステーションや地域づくり関係者)

年齢や属性を問わず住民同士が交流できる多様な場などを整備

(3)多機関協働事業(R5から地域包括ケア室が事務局となり実施)

単独の機関では対応が難しい事案について、全体のマネジメントを実施(後方支援)

(4)参加支援事業(R5からささえあいステーションが実施)

ひきこもりなど社会とのつながりが希薄な人の地域の居場所や職場体験先の開拓等を推進

(5)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(R6から生活困窮者自立支援事業で実施)

ひきこもりなど自ら社会とつながることが難しい人に対し、自宅への訪問や個別面談等により、継続的に寄り添い、本人やその世帯との関係づくりを推進

市立障害者自立支援センターあかつき園の再整備について

健康福祉部 障害福祉室

- ◆ 市では、障害のあるかたもないかたも、誰もが住み慣れたまちでともに暮らす地域社会を実現するため、福祉のまちづくりを進めています。
- ◆ 障害者の日中活動の場である市立障害者自立支援センターあかつき園(瀬川3丁目)の再整備に向け、令和8年度の新施設開所をめざし基本設計及び実施設計を進めるとともに、再整備までの間の臨時的措置として、同施設の現行指定管理者(社会福祉法人あかつき福祉会)の指定管理期間を1年間延長します。

1 予算概要

【歳出】障害者自立支援センター管理運営事業

委託料（指定管理料） 56,000 千円

【歳出】障害者自立支援センター再整備事業

委託料（設計委託） 70,947 千円

【歳入】生活介護等基盤整備事業債 63,700 千円

（うち、交付税措置のある事業債 35,400 千円 措置率 70%）

2 再整備の概要

(1)施設の概要

- ・名 称：市立障害者自立支援センターあかつき園
- ・実施事業：障害福祉サービス(就労継続支援B型事業・生活介護事業)
- ・開 設 年：昭和53年(築45年)

(2)再整備スケジュール(予定)

- ・令和4年度：庁内プロジェクトチームによる整備機能等の検討
- ・令和5年度：全体構想にかかる基本計画の策定
- ・令和6年度：実施設計、代替施設の準備
- ・令和7年度：整備工事
- ・令和8年度：開業

3 現指定管理者の指定管理期間の延長

(1)指定管理期間

(変更前)平成22年4月1日から令和6年3月31日

(変更後)平成22年4月1日から令和7年3月31日

(2)指定管理者 社会福祉法人あかつき福祉会

(3)指定管理料 56,000 千円(指定管理料にかかる債務負担行為：令和5年度補正予算)

市立障害者通所施設(中部地域)の整備について

健康福祉部 障害福祉室

- ◆ 市では、障害のあるかたもないかたも、誰もが住み慣れたまちでともに暮らす地域社会を実現するため、福祉のまちづくりを進めています。
- ◆ 重度障害者の日中活動の場となる中部地域の通所施設(萱野4丁目)について、令和7年度の新施設開所に向け、箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正します。

1 予算概要

【歳出】障害者通所施設(中部地域)整備事業 1,077,858 千円

現場監理委託料 29,214 千円

工事請負費 1,015,414 千円

備品購入費 31,371 千円

水道口径別納付金 1,859 千円

【歳入】生活介護等基盤整備事業債 970,000 千円

(うち、交付税措置のある事業債 538,900 千円 措置率 70%)

2 整備の概要

(1)施設の概要

- ・名称：(仮称)箕面市立ワークセンター中部
- ・実施事業：生活介護事業 60名定員
- ・建物構造：鉄筋造または鉄筋コンクリート造 3階建

(2)整備スケジュール(予定)

- ・令和5年度：基本・実施設計、施設設置条例提案(3月議会)
- ・令和6年度：工事請負契約入札、指定管理者公募(4月～)
工事請負契約締結の件提案、指定管理者指定の件提案(6月議会)
整備工事開始(7月～)
- ・令和7年度：7月1日開所(予定)

3 条例改正の概要

(1)改正する条例：箕面市立障害者自立支援センター条例

(2)主な改正内容

箕面市立あかつき園	箕面市瀬川三丁目三番二一號	(既設)
箕面市立ワークセンターささゆり	箕面市瀬川三丁目三番二一號	(既設)
(仮称)箕面市立ワークセンター中部	箕面市萱野四丁目一六五七番	(新規追加)

※なお、(仮称)箕面市立ワークセンター小野原の追加については、令和14年3月31日までの間において規則で定める日に施行する。

「(仮称)健康チェック村」モデル事業について

健康福祉部 高齢福祉室

- ◆ 健康寿命の延伸・ヘルスケアの推進拠点となる「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」の設置に向け、大阪大学との共同による「(仮称)健康チェック村」モデル事業を実施します。
- ◆ モデル事業では、大阪大学が開発した先端機器を活用した健康チェックや健康見守り等を通じて、高齢期に低下しやすい身体機能の状態や効果を検証し、健康づくりへの関心を高める取り組みを行います。

1 予算概要

【歳出】(仮称)健康チェック村モデル事業	39,200 千円
需用費	5,000 千円
使用料及び賃借料(測定機器借上料)	29,200 千円
備品購入費	5,000 千円
【債務負担行為】 総額	87,600 千円
令和6年度	29,200 千円
令和7年度	29,200 千円
令和8年度	29,200 千円

2 「(仮称)健康チェック村」モデル事業について

(1) 目的

今後、船場地区に整備予定の「(仮称)箕面船場阪大ヘルスケア総合センター」内に設置する「(仮称)健康チェック村」の開設に向け、大阪大学が開発した先端機器を活用したフレイル予防、認知症予防等に対するモデル事業を実施し効果検証を行う。また、健康チェック村の取り組みを通じて健康への関心を深め、気づきや行動変容、各種保健事業への参加を促すことで、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、市民が Well-being (ウェルビーイング) を実感しながら自分らしく生涯元気に暮らし続けることができる社会をめざす。

(2) モデル事業実施場所(予定)

COM3号館

(3) モデル事業実証分野(予定)

フレイル予防、認知症予防

(4) 期間

令和6年度～令和8年度

箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止 及び箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例の 改正について

みどりまちづくり部 審査指導室

- ◆ 令和6年4月1日から大阪府内において、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)の運用が始まることに伴い、箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例(通称：土砂埋立て条例)の規制対象となる行為は、盛土規制法の規制が適用されるため、同条例を廃止します。
- ◆ 併せて、箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例を改正し、箕面市が所管する市街化区域内における盛土規制法の許可等に係る手数料を定めます。

1 箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止（令和6年4月1日施行）

廃止前(令和6年3月31日まで)

旧宅造法 (宅造等規制区域内に おける宅地が対象)	府土砂埋立て条例 (土砂の一時堆積等、 全ての行為が対象)	市土砂埋立て条例 (土砂の一時堆積等、 全ての行為が対象)
許可	許可(3,000 m ² 以上)	届出又は許可+市独自基準の遵守

・市独自基準：カーブミラー、ガードレール等交通安全施設、樹木、塀の設置、接続道路の有効幅員を規制(面積 1,000 m²未満は 4m以上、面積 1,000 m²以上は 6m以上)

廃止後(令和6年4月1日から)

盛土規制法 (全ての行為が対象) (市街化区域は市、市街化調整区域は府が所管)	市土砂埋立て条例
許可	廃止

・市独自基準の遵守については、箕面市まちづくり推進条例施行規則に定めます。

2 箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例の改正（令和6年4月1日施行）

事務手数料を見直し、箕面市が所管する市街化区域内における盛土規制法の許可等に係る手数料を、大阪府と同額とします。

都市計画道路の整備について

みどりまちづくり部 道路整備室

- ◆ 都市計画道路国文都市4号線(第2区域)について、令和5年度に引き続き道路整備工事を進めています。
- ◆ 都市計画道路川合山之口線について、令和6年度中に事業認可を取得し、詳細設計等を進めています。

1 予算概要

都市計画道路整備事業

【歳出】 手数料ほか 1,308,278 千円

手数料	283 千円	(印紙代)
委託料	121,617 千円	(川合山之口線測量設計等業務委託他)
工事請負費	1,028,328 千円	(国文都市4号線道路改良工事)
公有財産購入費	79,050 千円	(土地購入費)
補償補填及び賠償金	79,000 千円	(建物等移転補償)
計	1,308,278 千円	

【歳入】 国補助金(社会資本整備総合交付金) 719,396 千円(5.5/10 補助)

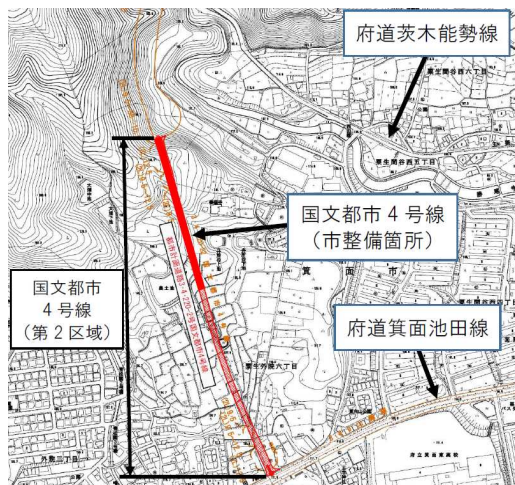
2 事業の内容

(1) 都市計画道路国文都市4号線

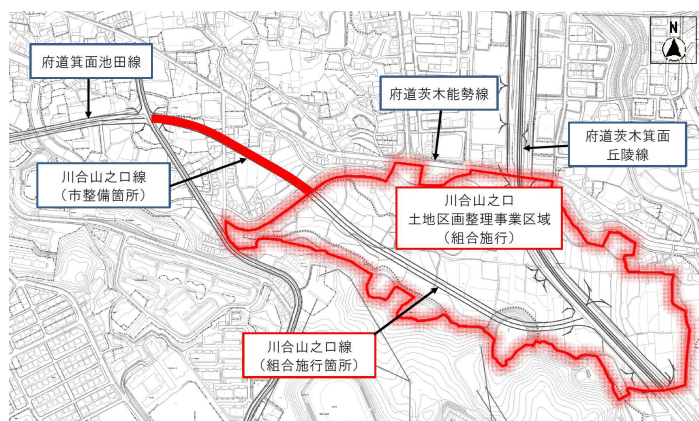
国文都市4号線(第2区域)の北側において、用地買収が完了した箇所から、順次、道路整備工事を進めます。

(2) 都市計画道路川合山之口線

令和6年度中に事業認可を取得し、詳細設計等を進めています。



(都市計画道路国文都市4号線)



(都市計画道路川合山之口線)

ベンチ整備事業について

みどりまちづくり部 道路管理室

- ◆ 高齢者や障害者の外出へのハードルが低くなるよう、令和6年度から、策定中のベンチ設置計画に基づき、買い物等の日常の外出でほっと一息、ひと休みできる環境を整え、歩道上や公園へのベンチの設置を進めます。
- ◆ 事業期間は令和6年度から令和8年度までの3カ年とし、令和6年度は47箇所を設置する予定です。

1 予算概要

ベンチ整備事業

【歳出】 工事請負費 15,493 千円

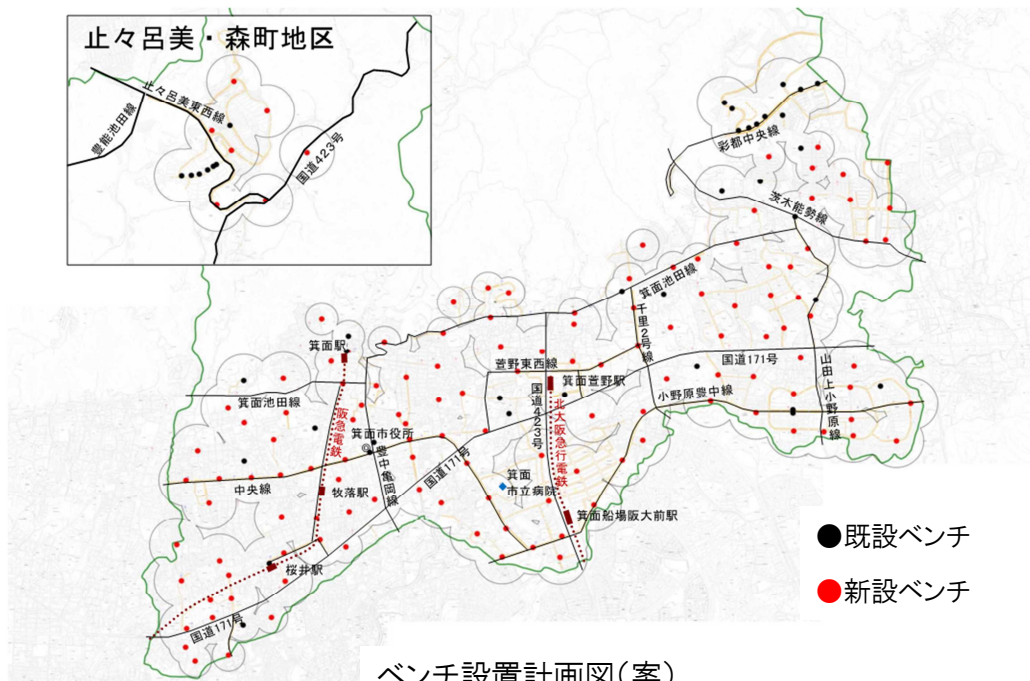
【歳入】 公共施設等適正管理推進事業債 13,900 千円(交付税措置 30%)

2 事業の内容

・商業施設、公共施設等までのルートの幅員 1.5m以上の歩道や道路沿いの公園等に、ささえあいステーション等に寄せられた市民の皆さまのご要望も踏まえベンチの設置を進めます。

・事業期間は令和6年度から令和8年度までの3カ年とし、約140箇所の設置を計画しており、令和6年度は47箇所を設置する予定です。

・完了すれば500m圏内にベンチが設置されることになります。



ベンチ設置計画図(案)

森林環境整備事業について

みどりまちづくり部 公園緑地室

- ◆ 令和5年度に策定中の止々呂美地区の森林整備方針に基づき、同地区内で森林整備の必要性が高いエリアの間伐等を行い、土砂災害の防止や美しい森林整備を進めます。
- ◆ 全国各地でモンベル等の企業が「ジャパンエコトラック」をサポートしています。この「ジャパンエコトラック」に加わる予定の、箕面市のハイキングルート等の整備を行います。

1 予算概要

森林環境整備事業

【歳出】	委託料	10,000 千円
	工事費	4,000 千円
【歳入】	森林環境譲与税	14,000 千円

※令和6年度予定の森林環境譲与税 19,000 千円のうち、14,000 千円をこの事業に充当し、残りは山麓保全推進事業に充当する予定にしています。

2 事業の内容

(1) 止々呂美地区の森林整備(委託料)

・「人工林、天然林などの林相区分」、「地形(傾斜度)」、「建物からの距離 200m 以内」、「収量比数(森林の混み具合)」などの評価項目を設定し、整備エリアの優先順位付けを行い、順次、森林の間伐等を進めていきます。

(2) ハイキングルート等の整備(工事費)

・木製階段等の補修や倒木の処理を行い、歩きやすくします。



箕面市立小・中学校設置条例の改正について

子ども未来創造局 教育政策室

- ◆ 船場地域に新設する学校は、第五中学校を市立病院跡地に移転した上で、(仮称)船場小学校と併せた施設一体型校舎の小中一貫校とし、令和14年度の開校を目指します。
- ◆ 施設一体型(船場小学校・第五中学校)と施設分離型(中小学校)の複合型校舎として、中学校区全体の小中一貫教育を進めていきます。
- ◆ 第五中学校の位置・改正条例の施行日を変更する必要があることから、**箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例(令和二年箕面市条例第八号)**を改正します。

1 改正の概要

	改正前	改正後
第五中学校の位置	箕面市 <u>稲四丁目三番一</u> 二号	箕面市 <u>萱野五丁目七</u> 番
施行日	公布の日(※)から起算して <u>十年</u> を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日	公布の日(※)から起算して <u>十四年</u> を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日

※公布の日は令和2年3月30日

2 今後のスケジュール

令和6年度	新設校建設に関する基本構想や基本計画の検討・策定
令和7～9年度	新設校の設計
令和10～11年度	市立病院の解体工事
令和11～14年度	造成工事、新設校建設工事
令和14～15年度	第五中学校移転、(仮称)船場小学校開校



教員事務支援員及び教頭事務支援員の配置について

子ども未来創造局 教育政策室

- ◆ 平成28年度から学校力の向上を図るため、市独自で、授業準備をサポートする教員事務支援員や教務主任等の専任化を目的にした授業支援員の加配を行う学校力向上パイロット校等事業を実施し、教員の負担軽減と効率的な学校運営のための学校組織のあり方を検証してきました。
- ◆ 教員の時間外勤務削減など一定の成果を出す一方、全校展開に至る財源の確保が課題となっており、7校での実施に留まっていました。
- ◆ 令和6年度は、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」に基づく、国の事務支援員配置に係る補助制度の拡大に伴い、教員事務支援員を全小・中学校に配置し、加えて、時間外勤務の多い教頭の事務を専属で補助する教頭事務支援員を10校に配置します。

1 予算概要

会計年度任用職員雇用事業(人事室予算)

【歳出】 49,922 千円(教員事務支援員及び教頭事務支援員分)

【歳入】 府補助金(国の間接補助)※

※府の補助額未定。教員事務支援員については、令和5年度補助あり(補助割合1/2上限額あり)。

2 事業概要

(1)教員事務支援員

令和5年度に配置した学校では、教員が授業を行っている時間中に事務作業を行うことで、教員の事務負担の軽減に繋がり、時間外勤務削減の効果が出ていました。令和6年度は全校(22校)に配置を拡大し、全校あたり月 3,520 時間分の教員の時間外勤務削減に繋がります。

(2)教頭事務支援員

時間外勤務が多い教頭の事務を支援することで、校長の補佐や教員への指導・助言などの本来業務に専念できる環境を整え、学校の組織力向上を図るとともに、指導力向上、学力向上に繋がります。令和6年度は新規で10校に配置し、国の補助制度拡大に合わせて、配置校の拡大を検討していきます。



第六中学校の長寿命化改修工事について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆ 「箕面市学校施設の長寿命化計画」に基づき、過去の改修履歴を考慮し、老朽化が顕著な築40年以上が経過する学校を対象に長寿命化改修工事を実施し、より安心安全な学校環境を整備します。
- ◆ 令和6年4月から先ずは第六中学校の長寿命化を目指して、構造体の劣化調査、設計委託を実施し、令和7年度に改修工事に着工します。

1 予算概要

第六中学校長寿命化改修事業（継続費）

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
【歳出】	94,346	1,472,856	646,348	2,213,550
委託費	94,346	35,959	15,780	146,085
工事請負費	0	1,436,897	630,568	2,067,465
【歳入】	70,700	1,279,448	561,472	1,911,620
学校施設環境改善交付金 （補助率 1/3）	0	318,048	139,572	457,620
中学校施設環境改善事業債 （交付税39%）	70,700	961,400	421,900	1,454,000

2 事業概要

構造体の劣化対策や水道、電気、ガス管等のライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、施設の長寿命化を図ります。

3 改修スケジュール

令和6年度 構造体の劣化状況調査、Ⅰ期設計

令和7年度 Ⅱ期設計、Ⅰ期改修工事

令和8年度 Ⅱ期改修工事



全小中学校体育館の電気設備改修工事について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆ 平成29年度に設置した全小中学校体育館空調に併設された発電機について、空調設備稼働している状態でも余剰電力量が、小学校で約7kW、中学校・小中一貫校で約4kW ありました。
- ◆ そこで、この余剰電力を災害時に活用するため、全小中学校体育館の電気設備を改修し、停電時にも照明や在宅医療機器、通信機器等の利用を可能とすることで避難所の環境改善を図ります。

1 予算概要

小中学校体育館設備改修事業

【歳出】	工事請負費ほか	50,300 千円
【歳入】	小中学校体育館設備改修事業債	50,300 千円（交付税措置 70%）

2 市と国の実質負担割合

◆事業の財源構成	緊急防災・減災事業債 50,300千円	
◆実質的な国の支援措置	市負担(30%) 15,100千円	交付税(70%) 35,200千円

3 事業概要

- ①対象校 全小中学校(小学校12校、中学校6校、小中一貫校2校)
- ※最初に開設する避難所以外の学校についても、箕面市地域防災計画に位置付けられているため、設置対象となります。
- ②工事内容 発電機の余剰電力内における、照明器具や在宅医療機器、通信機器等をつなぐためのコンセント機器への配線接続工事

4 改修スケジュール

- 令和6年 4月～ 設計
- 令和6年 10月～ 工事
- 令和7年 4月～ 運用開始



放課後児童支援員の人材派遣について

子ども未来創造局 放課後子ども支援室

- ◆ 学童保育では全国的に職員不足が課題となっており、本市においても欠員が発生しています。
- ◆ 令和6年度当初においても学童保育職員の欠員が多く見込まれることから、放課後児童支援員の人材派遣を活用し、学童保育を安全に実施する体制を整えます。

1 予算概要

放課後児童支援員派遣事業

【歳出】 委託料 64,545 千円

【歳入】 子ども・子育て支援交付金 43,030 千円(補助率:国1/3、府1/3)

2 事業概要等

(1)現状

現在、学童保育は放課後児童支援員(任期付・会計年度任用職員)や放課後児童支援補助員(会計年度任用職員)を直接雇用し運営しています。近年の学童保育二丁の増加等に伴い必要職員数は増えており、欠員が発生する状況が続いています。

欠員を解消するため、毎月採用試験を実施していますが必要職員数を満たす人数を確保することが困難な状況です。

(2)人材派遣の活用

任期満了による退職等により、令和6年度当初は放課後児童支援員(任期付)に13人程度の欠員が見込まれており、学童保育を安心・安全に運営するため、放課後児童支援員(保育士資格や教員免許等を有する者)の人材派遣を活用します。

市職員としての採用試験はこれまで通り実施し、引き続き直接雇用を目指します。

(3)予算の積算根拠

$2,800 \text{ 円} \times 1,612 \text{ 時間} \times 13 \text{ 人} \times 1.1 = 64,544,480 \text{ 円}$



物価高騰の影響を受けた学校給食等への 支援について

子ども未来創造局 学校給食室／保育幼稚園総務室／保育幼稚園利用室

学校給食費は改定方針に基づいて改定しますが、現在も続く物価高騰の影響を低減するため、令和6年度は保護者の負担額を変更せず、改定後の学校給食費との差額は地方創生臨時交付金(令和5年度からの繰越分)を活用して補填します。保育所、幼稚園、認定こども園等の給食材料費についても同交付金を活用し、令和6年度も継続して支援します。

1 予算概要

①学校給食への地方創生臨時交付金充当額

【歳出】学校給食運営事業 賄材料費 68,230 千円(改定後の学校給食費との差額)

②保育・幼児教育施設給食への地方創生臨時交付金充当額

【歳出】(公立分)保育所運営事業＋認定こども園運営事業 賄材料費 5,455 千円

(民間分)教育・保育給付施設等運営費補助事業 補助金 29,200 千円

2 支援の考え方

①学校給食費は、令和4年12月～令和5年11月の1年間の平均物価指数(112.3)と、令和4年4月改定時に基準とした物価指数(100.0)を比較し、上昇した12.3%分を改定しますが、令和6年度は保護者の負担額を変更せず、差額分を支援します。(単位:円)

1食単価	小学生			中学生
	低学年	中学年	高学年	
R6 保護者負担額(変更なし)	233	238	241	295
改定後の単価(差額)	260 (27)	265 (27)	269 (28)	328 (33)

②保育・幼児教育施設給食分も、学校給食費と同じ上昇率から算出した額を支援します。

【公立分】 44,342 千円 × 上昇率 12.3% = 5,455 千円

【民間分】 237,399 千円 × 上昇率 12.3% = 29,200 千円(※)

※民間保育園・幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等計 44 園に対して、食料費の変動率分を定員区分に応じて補助する。

3 今後の対応

地方創生臨時交付金終了後は、これまでと同様に保護者から徴収する給食費の中で給食を実施していきます。

〈参考〉学校給食費改定方針

- ①毎年度、前回改定時に基準とした食料の消費者物価指数(以下「物価指数」という)と、1月の時点で発表されている前々年12月～前年11月の1年間の平均物価指数を比較し、変動率が1%以上となる場合に改定します。
- ②改定額は、「1月時点の主食代」と「1月時点の牛乳代と副食代に、上記の変動率分を加減した額」の合計で算出します。



箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例 の改正等について

子ども未来創造局 児童生徒指導室

- ◆ 教育委員会が主体となつて行う、いじめ重大事態に係る事実関係の調査について、これまでは条例設置の「箕面市いじめ等調整委員会」(以下「調整委員会」という。)と、「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」(以下「第三者調査委員会」という。)のいずれかに諮問し答申をいただいていたが、第三者性の確保という観点から、条例を一部改正し、第三者調査委員会に一本化します。
- ◆ これまで第三者委員会による調査の要望を受けてから、職能団体に推薦依頼をかけていましたが、速やかに調査を実施するため、事前に職能団体から委員候補の推薦を受け、委員を構成します。また、その都度必要な予算要求をしてきましたが、速やかに調査を実施するための費用をあらかじめ予算計上します。

1 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例の改正

調整委員会は、いじめ等の対応方法について意見をいただくため定例(年6回)で開催していますが、調整委員会が調査を実施することについては、第三者性の確保という観点で、保護者に理解を得ることが難しい状況にもあります。これを解消するため、条例を改正し、いじめ重大事態に係る事実調査についての調査審議は第三者調査委員会のみが行うこととします。

○改正内容:調整委員会の所掌事務から「いじめ重大事態に係る事実関係の調査に関する事項」を削除し、併せて調整委員会に置くことができる「調査補助員」を削除する。

○施行日 : 令和6年4月1日

2 第三者調査委員会の速やかな立ち上げによる早期の調査実施

(1)体制面:調査の要望後に職能団体に委員推薦依頼をかけていたところ、事前に職能団体から委員候補の推薦を受けて委員候補名簿を作成しておき、速やかに調査を開始します。

(2)予算面:調査の要望後に補正予算を要求していたところ、あらかじめ必要な予算を計上し、速やかに調査を開始します。

いじめ防止対策事業

非常勤職員報酬他 21,230 千円(※)

※2件分の調査に係る費用および継続案件(令和4年度補正案件)1件分



不登校児童生徒への支援強化について

子ども未来創造局 児童生徒指導室

- ◆ 不登校児童生徒が在籍する学校へ再登校をめざす適応指導教室「フレンズ」(以下、フレンズ)のオンライン設備の拡充を行い、フレンズと家庭や学校をつなぎ、基礎基本の定着を図る学習動画の配信や面談等を実施し、不登校児童生徒への支援を強化します。
- ◆ 不登校児童生徒および不登校傾向のある児童生徒を対象とした自然環境の中での体験活動を通し、社会性や協調性の育成などを図ります。

1 予算概要

教育相談事業

【歳出】 庁用器具費ほか 275 千円

※オンライン設備にかかる費用 184 千円

自然体験活動にかかる費用 91 千円

【歳入】 国庫補助金ほか 44 千円(1/3補助予定)

2 フレンズのオンライン設備の拡充について

- ①フレンズに入級している児童生徒に向けて、Zoom を活用したオンライン上での個別の支援を行います。双方向のやりとりを主とし、個別の課題にあった学習支援や自立支援を促します。
- ②フレンズから、不登校児童生徒および不登校傾向のある児童生徒を対象に自宅や校内教育支援ルーム(別室)に向けて、基礎基本の定着を図る学習やソーシャルスキルトレーニング教材の配信を行います。

3 自然体験活動について

- ①オルタナの森・Minohを活用し、不登校児童生徒を対象にした自然体験活動やレクリエーションを企画、運営します。また、不登校児童生徒の保護者交流会を実施し、保護者支援につなげます。
- ②体験活動では、飯ごう炊さん、たき火など自然の中で協力する活動を主に行い、社会性や協調性の育成を図ります。



小中一貫教育の充実について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 令和5年1月に有識者も入った箕面市小中一貫教育推進計画検討会議を設置して、施設分離型の小・中学校でも施設一体型の小・中学校でも、施設形態にかかわらず、全市的に小中一貫教育を充実させるため、本市の小中一貫教育のあり方について検討を行いました。
- ◆ 令和5年12月にパブリックコメントを実施したうえで、教育委員会において「箕面市小中一貫教育推進計画」を決定し、令和6年4月から、推進計画に基づき、小中一貫教育にかかる取り組みを実施し、全市的に小中一貫教育のさらなる充実を図ります。

1 予算概要

小中一貫教育推進事業

【歳出】特別旅費ほか 1,313 千円

※先進自治体を視察し、小中一貫教育の研究を深めるための旅費

2 小中一貫教育推進計画に基づく令和6年度の主な取り組み内容

- ・小中一貫教育推進コーディネーターのモデル配置 ◇新規
《人事室予算:5,306 千円×2人=10,612 千円》
- ・教育活動充実事業費交付金制度の改正 ◇既存事業の強化
- ・中学校区の学園化に向けた兼務発令 ◇新規
- ・小中一貫教育の推進を意識した人事配置 ◇新規
- ・小中一貫教育担当指導主事の配置 ◇既存事業の強化
- ・9年間を見通したカリキュラムの充実 ◇新規
- ・中学校区での9年間を見通した指導計画の作成 ◇新規
- ・乗り入れ授業のモデル実施 ◇新規
- ・中学校区合同授業研究会の実施 ◇既存事業の強化
- ・中学校区単位の学校協議会の導入 ◇新規



水泳指導業務委託事業について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 令和5年度は、北小学校に加えて箕面小学校、豊川北小学校、萱野北小学校の4校で水泳指導業務委託事業を拡大実施しました。実施後のアンケートでは、子どもたちからは「泳力を高めることができた」「泳ぐことが好きになった」、教員からは「専門インストラクターから水泳指導のポイントを学ぶことができた」「学校のプールの掃除や維持管理にかかる負担を軽減することができた」、保護者からは「来年度以降も民間プールを活用した水泳授業を継続して欲しい」との意見が多く、モデル事業の教育的効果が高い結果となり教員の働き方改革にも繋がりました。
- ◆ 令和6年度は、令和8年度からの全小学校実施を視野に入れ、北小学校、箕面小学校、萱野北小学校、豊川北小学校、彩都の丘学園(小学校)の5校を先行実施校として、水泳指導業務委託事業を実施します。彩都の丘学園(小学校)では大規模校における水泳指導業務委託の実施体制を構築していきます。

1 予算概要

水泳指導業務委託事業

【歳出】 委託料(水泳指導業務委託料) 31,658 千円

2 事業概要

■民間プール利用概要

- ①先行実施校:北小学校(236 人)、箕面小学校(584 人)、萱野北小学校(186 人)、豊川北小学校(448 人)、彩都の丘学園(小学校)(1,036 人)
- ②利用期間:令和6年6月～令和7年3月
- ③水泳指導回数:各学年6回/年 1回あたり 50 分間の水泳指導
- ④移動方法:スイミングスクールバス

3 スケジュール

令和6年5月 事業者と契約

令和6年6月 民間プールを活用した水泳授業開始



認可外保育施設保育料の多子軽減を 目的とした補助制度の創設について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

- ◆ 認可保育園の保育料は、保護者の所得に応じて市が保育料を決定し、きょうだいを利用する場合は国の多子軽減制度により、第2子は半額、第3子以降は無料となります。一方、認可外保育施設の保育料には多子軽減制度がなく、第2子以降であっても施設の定める保育料を全額負担することとなり、利用する施設種別により保護者負担に差が生じています。
- ◆ 本市では、多子世帯の子育て応援として、利用する施設の種別に関わらず、多子世帯の保育料にかかる経済的負担を軽減するため、第2子以降を認可外保育施設に預ける保護者に対し、多子軽減分を補助する新たな補助制度を創設します。

1 予算概要

認可外保育施設利用者補助事業

【歳出】	認可外保育施設利用者補助金	3,572 千円
	印刷製本費、通信運搬費	13 千円

2 補助制度の内容

(1)制度の概要

就労のため、0～2歳児の子どもを認可外保育施設に預ける保護者が支払う保育料に対し、認可保育園と同等の多子軽減を実施するため、補助金を交付する。

(2)補助額

園が設定する認可外保育施設の保育料について、月額 42,000 円(国の保育料無償化制度の基準額)を上限とし、第2子はその半額、第3子は全額を補助。

※非課税世帯は無償化対象として、月額 42,000 円をすでに補助しているため対象外

(3)予算案 認可外保育施設利用者70人中、第2子11人、第3子2人

計13人分 3,571,200 円

3 多子世帯の保育料軽減のこれまでの取り組み

- ・国の多子軽減制度は、認可外保育施設に通う兄弟を多子軽減の対象外としています。
- ・本市では、第1子等の通園先によって、第2子以降の保育料の軽減措置に差が生じることは問題であると考え、令和5年4月から市独自の対応として、第1子等の通園先を問わず、第2子以降の認可外保育施設の保育料が軽減の対象となるよう制度を改正しました。



森町保育送迎ステーションの開設について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

森町地域においては、依然として地理的な要素により、待機児童問題がより深刻であることから、当該地域に特化した対策として、民間保育園等の保育士の新規確保と離職防止のため、保育士に月1万円の地域手当を支給することに加え、令和6年4月に、森町地域から東保育所で児童を預かるための保育送迎ステーションを開設します。

1 予算概要

広域的保育所等利用事業

【歳出】 委託料ほか 11,267 千円

【歳入】 国補助金(保育対策総合支援事業費補助金) 5,632 千円(1/2補助)

2 保育送迎ステーションの運用等について

- ・保育送迎ステーションは、箕面森町ピースガーデンコミュニティハウス(自治会館)の会議室で開設し、7:00～9:00と17:00～19:30の1日概ね5時間の保育を実施します。
- ・ステーションで預かった1・2歳児11人を、保育士が付き添って専用車で東保育所に送迎し、日中は東保育所で同保育所の入所児童とともに保育を行います。
- ・専用車には、児童の安全対策としてチャイルドシートや置き去り防止装置を設置し、運転業務は、送迎サービス会社に委託します。

・タイムスケジュール

6:20	7:00	9:00	9:30	16:30	17:00	19:30	20:00
移動	森町保育送迎ステーション	移動	東保育所	移動	森町保育送迎ステーション	移動	
保育士が専用車で移動	保護者が送り届け ↓ 保育	児童と保育士が専用車で移動	他の入所児童とともに保育	児童と保育士が専用車で移動	保育 ↓ 保護者がお迎え	保育士が専用車で移動	



子育て応援アプリの導入について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

- ◆ 子育て情報を発信している市ホームページ、広報紙、冊子等に加え、母子健康手帳機能や予防接種の自動スケジュールリング機能、プッシュ通知機能を有した「子育て応援アプリ」を導入し、子育て世帯の日々のスケジュール管理等の利便性をさらに高めます。
- ◆ 子どもの生年月日や居住地域など、子育て応援アプリへの登録情報に基づき、ターゲットを絞った予防接種やイベント等の情報を、妊娠期から子育て期にかけて、タイムリーに切れ目なく発信することで、予防接種の推奨年齢での接種や親子での外出機会の促進を図り、子育てしやすい環境のさらなる整備を進めます。

1 予算概要

母子保健事業(臨時)

【歳出】 使用料

605 千円

【歳入】 国補助金(母子保健衛生費国庫補助金) 302 千円(1/2補助)

2 子育て応援アプリの機能と効果

(1)主な機能

①電子母子手帳機能

- ・妊娠経過、成長グラフ等の電子記録機能
- ・国の方針により冊子の母子健康手帳は妊娠届出時の面談で手交を継続

②予防接種自動スケジュールリング機能

- ・子どもの生年月日、接種実績により予防接種の予定を自動でスケジュールリング

③子育て情報のプッシュ通知機能

- ・一斉配信、「出産予定日・生年月日・郵便番号に基づく地域」をキーとした発信
- ・母子保健事業、予防接種、子育て支援センターイベント、保育所申請時期など

(2)効果

- ①お手元のスマートフォン等へのプッシュ通知による事前の周知
- ②ホームページとの連動による詳細情報や電子申請への誘導

3 今後のスケジュール

4月～6月	子育て応援アプリの構築
7月～	運用開始(既存のおひさまメールは子育て応援アプリの運用開始時に廃止)



子育て世帯訪問支援事業について

子ども未来創造局児童相談支援センター

- ◆ 本事業は、改正児童福祉法により令和6年4月から新たに創設される事業で、子育てに不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事や育児の支援を行うことにより家庭環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐことを目的に実施します。
- ◆ 本事業は、家事や育児の支援のノウハウを持つ民間事業所への委託により実施します。また、支援の必要な家庭が継続的に支援を受けることができるよう、国・府交付金を活用し、利用者負担額を低額に設定します。
- ◆ 本事業の利用にあたっては、市がサポートプランを作成し、家庭環境の改善状況に応じて適宜見直すなど、計画的に実施します。
- ◆ 現在、本市では、市の保育士等の専門職が子育てに不安を抱える家庭等を訪問し、子育ての専門的助言を行う「養育支援訪問事業」を実施しています。今後、本事業を併せて実施することにより、子育てに不安や負担を抱える家庭等の身体・精神面の負担を軽減し、保護者が孤立することなく、安心して子育てできる環境のさらなる整備を進めます。

1 予算概要

子育て世帯訪問支援事業

【歳出】	委託料ほか	1,600 千円
【歳入】	国庫交付金(子ども・子育て支援交付金)	431 千円(1／3補助)
	府交付金(子ども・子育て支援交付金)	431 千円(1／3補助)
	弁償金(利用料)	113 千円

2 事業概要

対 象 者:家事育児に不安や負担を抱える子育て世帯、特に支援が必要な妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

実 施 方 法:委託事業として実施(家事支援事業の実施実績がある事業所を想定)
訪問支援員は市が適当と認める研修を修了した者(資格要件はなし)

実 施 内 容:家事支援(食事準備・洗濯・掃除・買い物のサポート等)
育児・養育支援(保育所等の送迎・宿題の見守り・外出支援等)

利用時間帯:午前7時～午後8時(平日・土日祝)

利 用 上 限:2回/週、1回あたり2時間まで

利 用 料 金:初回利用時の最初の3か月は無料。4か月以降は下表のとおり

	生保世帯	市民税非課税世帯	市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	その他世帯
1時間あたりの 利用者負担額	0円			700円



箕面文化・交流センター南館の整備について

子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

- ◆令和6年3月末日に閉園するなか幼稚園を活用し、箕面文化・交流センター南館を整備します。(令和6年10月1日開館予定)
- ◆建替えにより閉鎖する箕面文化・交流センターの機能を引き続き活用できるように整備するとともに、併せて西小路三丁目102番1に駐車場を整備します。

1 予算概要

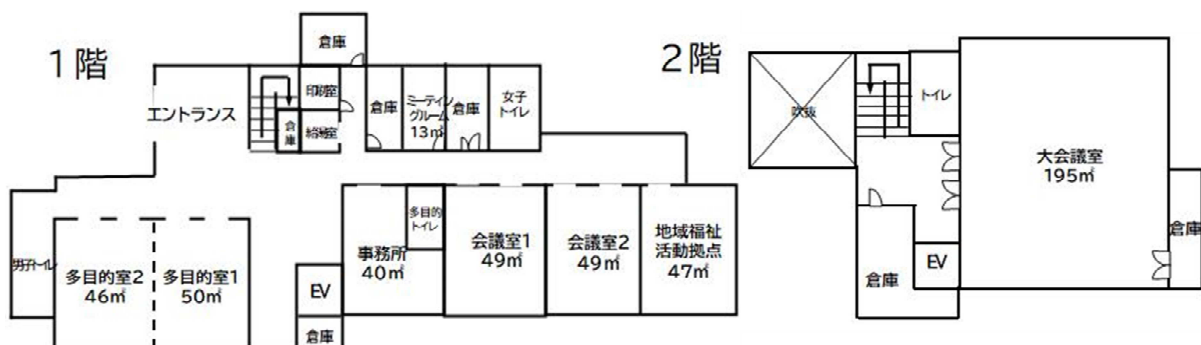
文化・交流センター分館整備事業 147,429 千円

【歳出】 工事請負費 135,805 千円 (エレベーター設置、駐車場整備等)

その他 11,624 千円 (現場監理委託、備品購入ほか)

【歳入】 文化・交流センター分館整備事業債 132,600 千円(交付税措置 30%)

2 南館レイアウト予定図と主な工事内容



【主な工事内容】

・エレベーター設置、ギャラリー機能、トイレ改修、照明改修、駐車場造成ほか

3 駐車場の予定地について



駐車場予定地の総面積 459 ㎡

対象地: 西小路三丁目102番1



室内温水プール整備事業について

子ども未来創造局 保健スポーツ室

- ◆ 令和5年度実施の室内温水プール整備検討事業の結果、民間プールの活用と並行して室内温水プールを1ヶ所整備することで、全小学校の水泳授業の民間委託の実施が可能となること、民間のノウハウ及び小学校プール施設の集約化による有利な起債を最大限に活用することで整備費用や運営・維持管理費用を可能な限り圧縮できる可能性が高いことが明らかとなりました。
- ◆ これらの結果を踏まえ、施設の整備、運営・維持管理を一体的に民間事業者が発注する「DBO方式」にて、西ノ池跡地に室内温水プールを整備します。

1 予算概要

室内温水プール整備事業(継続費) 令和6年度～令和8年度

【歳出】 工事請負費ほか 総額 1,133,830 千円

内訳: 令和6年度 633,830 千円(事業用地の買戻し費、事業者選定アドバイザリー委託費等)

令和7年度 380,000 千円(設計委託費、工事請負費)

令和8年度 120,000 千円(工事請負費)

【歳入】 国庫支出金(学校施設環境改善交付金)

総額 88,851 千円(補助率 1/3)

地方債(公共施設等適正管理推進事業債)

総額 931,500 千円(交付税措置率 50%、用地も対象、施設の集約化が条件、例: 供用開始から5年以内にいくつかの小学校プールをグラウンド等に転用)

2 事業手法

DBO方式による(Design - Build - Operate : 設計 - 建設 - 運営・維持管理)

DBO方式は、資金については市が起債や国庫補助金等により自ら調達し、民間事業者が施設を一体的に設計・建設・運営・維持管理する手法です。実際に民間施設を運営している事業者のノウハウを活用できるため、効率的な運営や適切な維持管理を行うことができます。

3 事業スケジュール

- ・令和6年7月～ 事業者募集・選定
- ・令和7年1月～ 基本設計・実施設計
- ・令和7年6月～令和8年6月 建設工事
- ・令和8年6月 竣工(予定)



箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例の改正等について

消防本部 消防総務室

- ◆ 全国的に消防団員の減少が続いている中、本市において消防団員を確保するため、任用条件を見直すとともに、消防団員の働き方、家族の介護、育児等のライフスタイルの変化に対応し、消防団活動が継続しやすい環境作りのため、「休団制度」を導入します。
- ◆ 特定の活動や役割に従事する「機能別消防団員制度」を導入し、活動のノウハウを持った消防団 OB などを任用することで災害対応力の強化を図ります。また、「機能別消防団員」の退職報償金について、国の通知に基づき支給対象から除外することに併せて、「機能別消防団員」として勤務した期間を退職報償金に係る勤務年数から除外します。
- ◆ 消防団の活動実態に見合う適切な額の報酬を支給するため、国の示す「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿った報酬額に見直します。

1 改正条例

- (1) 箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例
- (2) 箕面市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

2 主な改正内容

(1) 任用条件の見直し

「本市の区域内に居住する者」を「本市の区域内での職務の遂行に支障がないと団長が認める区域内に居住する者」へ見直し、市外居住の市内在勤者等も入団できる。

(2) 「休団制度」の導入

- ① 長期間活動ができない場合、原則3年を超えない範囲内で活動が休止できる。
- ② 休団の期間中は報酬を支給せず、また、退職報償金の在職年数に算入しない。

(3) 「機能別消防団員制度」の導入

- ① 従事すべき活動を、原則災害対応のみに限定する。
- ② 定員は 100 人(全 624 人の内数)とし、消防団 OB 又は分団長の推薦がある者で、原則 18 歳以上 66 歳未満とする。
- ③ 年額報酬は 12,000 円とし、出勤報酬は基本団員と同額とする。

(4) 報酬額の見直し

- ① 年額報酬: 団員階級 22,000 円 ⇒ 36,500 円 (他の階級も見直し)
- ② 出勤報酬: 出務 1 回 2,600 円 ⇒ 出勤内容に応じて 1 日 3,000 円~8,000 円

3 施行日

令和6年4月1日

消防指令業務共同運用の開始について

消防本部 消防総務室／通信指令室

- ◆ 令和6年4月1日から「北大阪消防指令センター」を開設し、5市(2町)による消防指令業務共同運用を開始します。
- ◆ 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会(以下「協議会」という。)の事務所の變更に伴い、協議会規約を變更します。

1 規約変更概要

協議会の事務所を「吹田市消防本部内」から、新指令センターを開設する「吹田市総合防災センター内」(吹田市佐竹台1丁目)へ變更することに伴い、協議会規約を變更します。

2 予算概要

(1) 指令業務共同運用事業

【歳出】 広域消防指令情報システム構築業務費 487,576 千円

【歳入】 消防指令システム整備事業債 416,300 千円(交付税措置 70%)

(2) 通信指令協議会運営費負担事業

【歳出】 通信指令協議会運営費 24,453 千円

3 消防指令業務共同運用に伴う全体効果

(1) イニシャルコスト(指令システム整備費)

単独整備時	共同整備時 (構築費及び無線改修費を含む。)	効果額 (単独整備時との比較)
9.9 億円【7.67 億円】	5.5 億円【1.65 億円】	4.4 億円【6.02 億円】

*【 】内は、地方債の交付税算入による実質負担を反映したもの

(2) ランニングコスト

通信指令員 2 名分の人件費や通信関連経費、約 14,000 千円の節減効果

(3) 共同運用による効果

① 指令システムの高機能化

本市消防本部が新規導入する機能

《高所カメラ》映像による現場状況の早期把握で追加応援等の迅速な判断が可能

《映像通報システム(Live119)》通報者との映像通話により的確な現場状況の把握や心肺蘇生法の動画送信等により応急手当の効果向上が図れる

② 指令員の専従化等による受信体制の強化(119 番同時入電時の対応など)

③ 5 市 2 町内における相互応援体制の強化

消防拠点整備事業について

消防本部 消防総務室

- ◆ 「箕面市・豊能町の今後の消防需要に基づく消防力保全計画」に基づき、南部市街地で5消防署体制の構築を進めています。
- ◆ 「緊急防災・減災事業債」の活用期限である令和7年度末の開署をめざして、市内5番目の拠点となる(仮称)箕面中部拠点を整備するため、今宮1丁目の民有地の用地取得に伴い、基本・実施設計を完了させ、建設工事などに着手します。
- ◆ 供用開始から約50年が経過する東分署の建替え移転先として(仮称)箕面東A拠点を整備するため、前述の事業債活用期限内での開署をめざして、都市計画道路国文都市4号線沿いの民有地を用地取得し、基本・実施設計などを進めます。

1 予算概要

消防拠点整備事業

【歳出】 補償費、工事請負費ほか 2,966,672 千円(3カ年継続費)

【歳入】 消防拠点整備事業債 2,956,600 千円(交付税措置 70%)

(単位:千円)

継続費内訳		令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
(仮称)箕面中部拠点	補償費・土地購入費	※130,000	※792,025	0	922,025
	委託費ほか	※51,388	19,658	0	71,046
	工事請負費	0	850,431	0	850,431
(仮称)箕面東A拠点	土地購入費	0	49,337	0	49,337
	委託費	※758	65,780	0	66,538
	工事請負費	0	682,295	325,000	1,007,295
合計		※182,146	2,459,526	325,000	2,966,672

※令和5年度当初予算(R5～R6継続費)議決済→3カ年(R5～R7継続費)に延長

2 令和6年度のスケジュール(予定)

(1)(仮称)箕面中部拠点整備

- ・令和5年5月締結の土地所有者との売買契約に基づく用地取得に伴い、補償費等を支払います。
- ・設計業務を完了し、芋川の暗渠化工事や建物建設工事に着手します。

(2)(仮称)箕面東A拠点整備

- ・土地所有者と用地取得の売買契約を締結後、設計業務を進め、都市計画道路国文都市4号線の整備に合わせて土地造成工事に着手します。

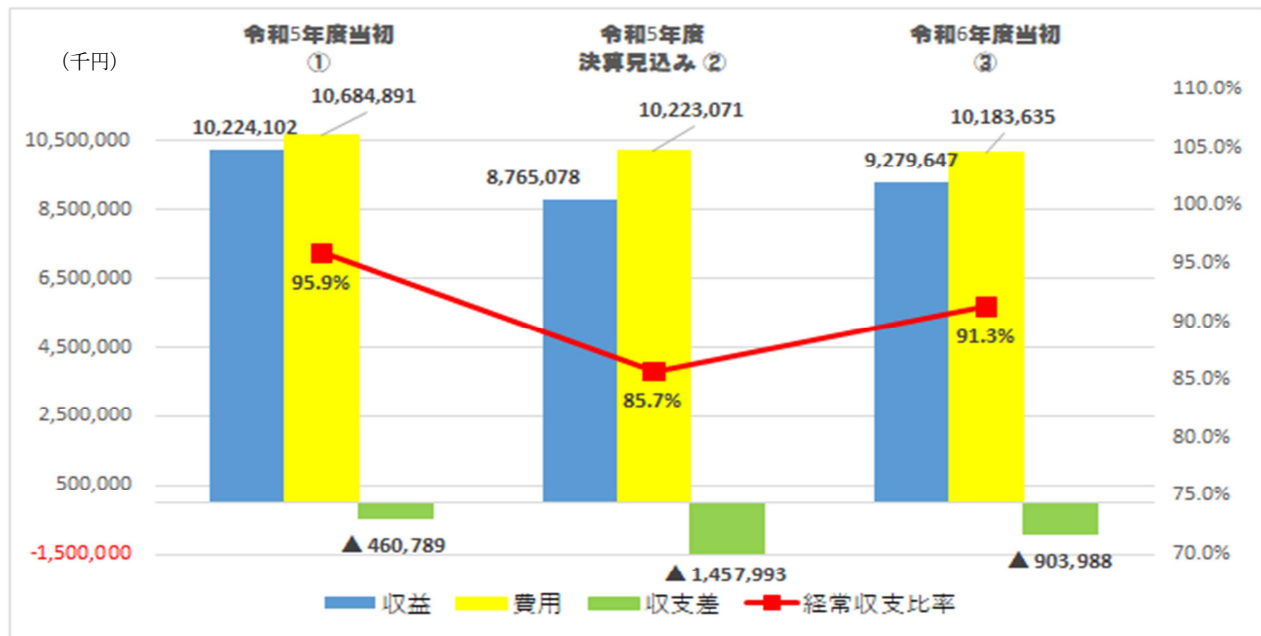
令和6年度病院事業会計当初予算（案）等の概要

市立病院 病院経営室

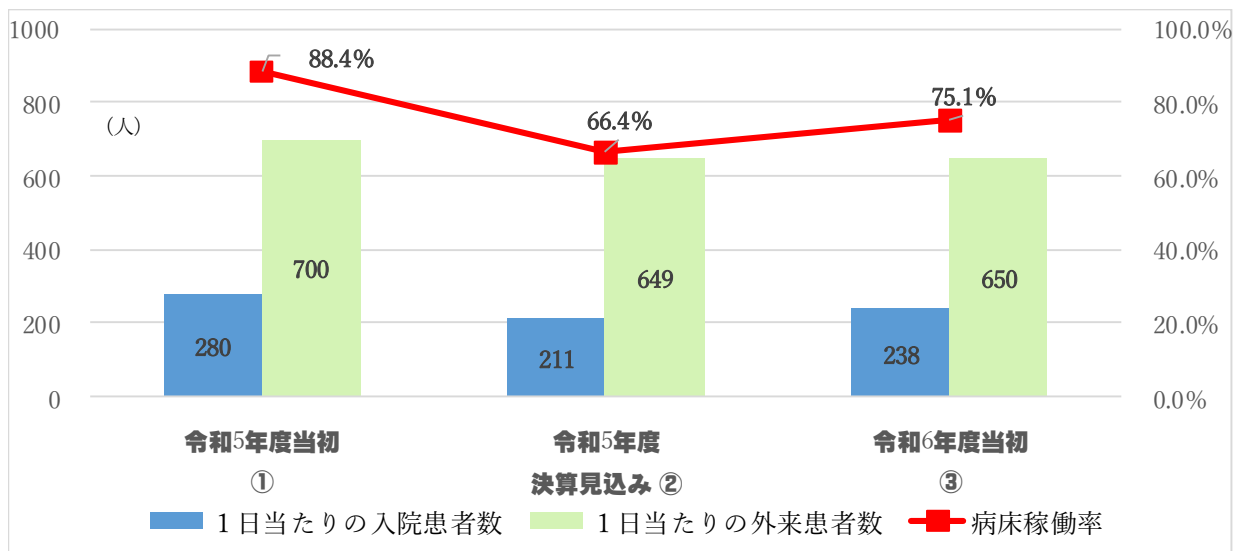
- ◆ 本年度予算は、昨年度に引き続き令和3年度作成の「第四次箕面市立病院改革プラン策定に向けた経営改善策の検討報告書」の着実な実施とともに、指定管理者制度への移行を踏まえた予算を編成しました。
- ◆ コロナ禍以降、入院患者数の減少、施設・設備の老朽化の進展など、依然厳しい経営状況が想定されることから、手術実施体制の見直しなど収益向上に努めるとともに、更なるコスト削減を図ります。

1 当初予算の全体像

◆収益的収支における収支差 △903,988 千円(対前年度:443,199 千円)



◆患者数 入院 238 人/日(△42 人 △15.3%) 外来 650 人/日(△50 人 △7.1%)



2 一般会計からの繰入

項 目	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	当初予算 の比較	増減率
救 急 医 療 負 担 金	127,728	128,727	999	0.8%
小 児 医 療 負 担 金	64,230	63,450	△780	△1.2%
高 度 医 療 負 担 金	140,608	140,608	0	0%
企 業 債 償 還 利 息 負 担 金	81	78	△3	△3.7%
計	332,647	332,863	216	0.1%

3 高額医療機器の整備 515,713 千円(対前年度:2,124 千円 0.4%の増)

◆老朽化に伴う更新

・臨床化学分析システム、X線テレビ撮影装置、三次元画像解析システム など

4 箕面市立病院医療体制整備基金条例の一部改正

・財政運営基本条例の改正に伴い、名称を「箕面市新市立病院整備基金条例」に改め、指定管理者制度への移行や新病院の建て替えに要する費用に充てるための基金であることを明確化

※新病院整備に関して新たに発生する費用及び指定管理者制度移行に伴い生じる費用については、追加議案で提出予定

箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の改正について

選挙管理委員会事務局

公職選挙法施行令の一部改正(令和4年4月6日公布)により、選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、箕面市議会議員及び箕面市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正します。

1 公職選挙法施行令の一部改正における本条例改正に関する内容

- (1)選挙運動用自動車借入れ及び燃料供給の公費負担限度額の引き上げ
- (2)選挙運動用ビラ作成の公費負担限度額の引き上げ
- (3)選挙運動用ポスター作成の公費負担限度額の引き上げ

2 条例改正の内容

公費負担項目		現行	改定後※
自動車借入れ費(1日当たり)		15,800 円	16,100 円
燃料費(1日当たり)		7,560 円	7,700 円
ビラ作成費(1枚当たり)		7 円 51 銭	7 円 73 銭
ポスター	印刷費(1枚当たり)	525 円 06 銭	541 円 31 銭
	企画費	310,500 円	316,250 円

※金額は公職選挙法施行令に準じます。

3 施行日

公布の日(改正後の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。)

【参考】市の選挙における公費負担一覧(部分は今回改正箇所)

公費負担の種類	公費負担限度額
選挙運動用自動車	
A：一般運送契約(タクシー等の場合。借上料、燃料費、人件費込)	・各日につき 64,500 円 ・7 日分計 451,500 円
B：その他の契約	
自動車借上契約(自動車のみをレンタル)	・各日につき 16,100 円 ・7 日分計 112,700 円
燃料供給契約	・7,700 円×選挙運動の日数 ・7 日分計 53,900 円
運転手雇用契約	・各日につき 12,500 円 ・7 日分計 87,500 円
選挙運動用ポスター	
$(316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 271) \div 271 = 1,709 \text{ 円} (1 \text{ 円未満切り上げ})$ ポスター掲示場数：271 箇所 $1,709 \text{ 円} \times 271 \text{ 枚} = 463,139 \text{ 円}$ ※ポスター掲示場数は、令和5年大阪府知事・府議会議員選挙時の数 (令和6年市長・市議会議員選挙時の数は今後決定します。)	
選挙運動用ビラ	
【市長】 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 16,000 \text{ 枚} = 123,680 \text{ 円}$ 【市議】 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 4,000 \text{ 枚} = 30,920 \text{ 円}$	
選挙運動用葉書(郵送料等) ※公選法規定により無料とされている (条例規定は不要)。	【市長】 8,000 枚以内 【市議】 2,000 枚以内